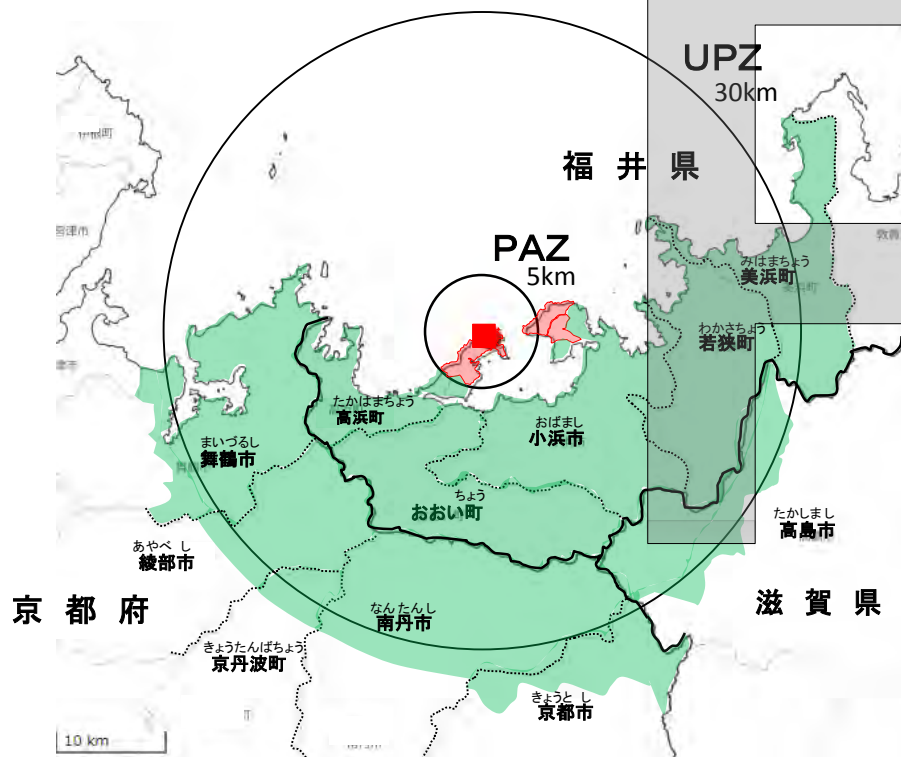


原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数:1,017人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

6市5町(福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、

(京都府京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町)

(滋賀県高島市)

住民数:161,951人

人口:平成28年1月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は1,017人、UPZ内人口は161,951人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で162,968人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 ^{ちよう}	748人	281世帯	7,737人	2,930世帯	8,485人	3,211世帯
	小浜市 ^{おばまし}	269人	85世帯	30,095人	11,810世帯	30,364人	11,895世帯
	高浜町			10,731人	4,201世帯	10,731人	4,201世帯
	若狭町 ^{わかさ ちよう}			15,718人	5,079世帯	15,718人	5,079世帯
	美浜町 ^{みはま ちよう}			10,197人	3,716世帯	10,197人	3,716世帯
小計		1,017人	366世帯	74,478人	27,736世帯	75,495人	28,102世帯
京都府	京都市			298人	146世帯	298人	146世帯
	舞鶴市			81,177人	38,480世帯	81,177人	38,480世帯
	綾部市			1,642人	877世帯	1,642人	877世帯
	南丹市 ^{なんたんし}			3,499人	1,540世帯	3,499人	1,540世帯
	京丹波町 ^{きょうたんば ちよう}			286人	122世帯	286人	122世帯
小計		—	—	86,902人	41,165世帯	86,902人	41,165世帯
滋賀県	高島市			571人	309世帯	571人	309世帯
小計		—	—	571人	309世帯	571人	309世帯
合計		1,017人	366世帯	161,951人	69,210世帯	162,968人	69,576世帯

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、ちよう おおい町及びお ばま し 小浜市全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,094人／日。
- また、平成26年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に138事業所、1,994人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
おおい町	2,129	1,698	431
小浜市	3,965	3,092	873
合 計	6,094	4,790	1,304

<PAZ内の就労者数>

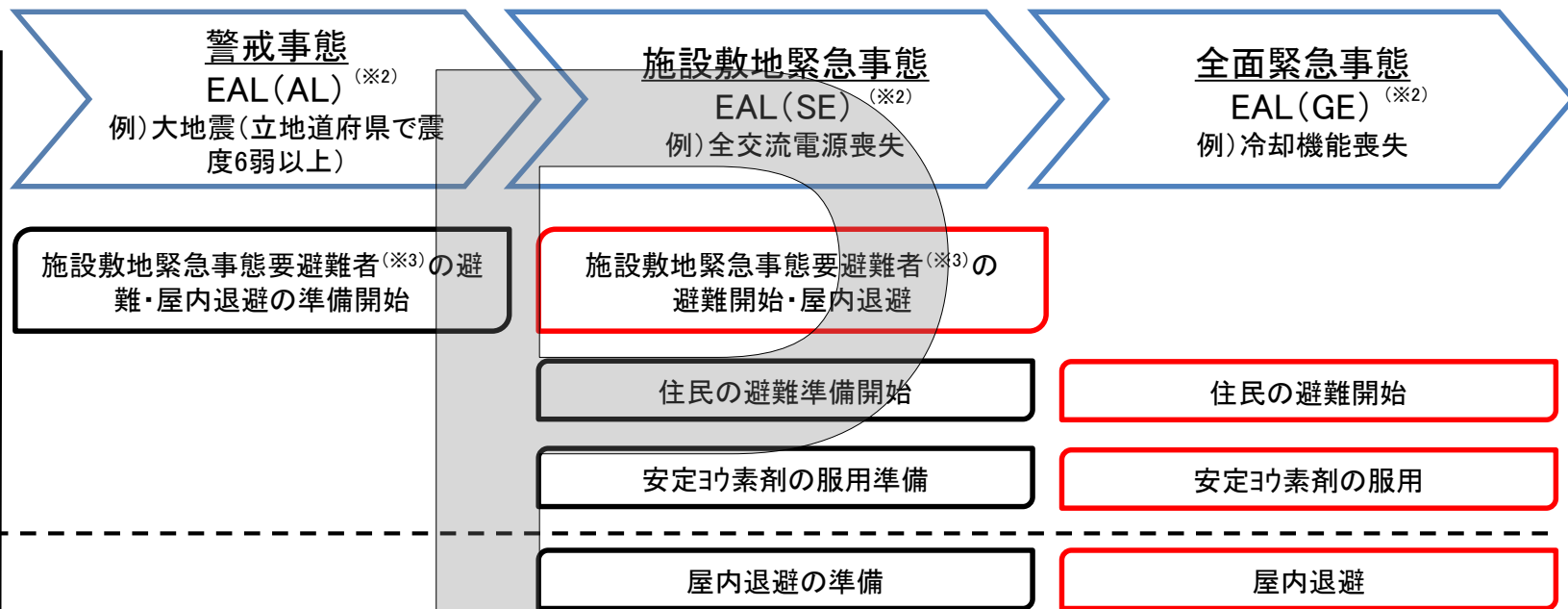
市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
おおい町※1	大島地区	129	1,960
小浜市	内外海地区 <small>うちとみ</small>	堅海区 <small>かつみ</small>	4
		泊区 <small>とまり</small>	5
	小 計	9	34
合 計		138	1,994

※1おおい町(大島地区)における129事業所のうち、58事業所(1,430人)が関西電力関連企業

※2小浜市(堅海区、泊区)における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。